

# あなたの子育て、応援します。

市では、児童の一時保育や、病後児保育、休日保育など、保護者の就労の形態の多様化に伴う支援や、保護者の傷病などによる緊急時を支援するため、下表のとおり子育てを応援しています。



問合せ先	利用方法	利用料金	保育時間	利用定員	実施園	対象児童	実施内容
安中保育園 (☎381-0640) 後閑あさひ保育園 (☎385-5541) あさひ第二保育園 (☎384-1501) 市立松井田第一保育園 (☎393-3891) 市立松井田第二保育園 (☎393-3892)	利用を希望される保育園に直接お申し込みください。	各保育園にお問合わせください。	一カ月14日以内 ○月～金曜日(祝日除く) 午前8時15分～午後0時15分 午後0時15分～4時15分 ○土曜日 各保育園にお問合わせください。	若干名	安中保育園 後閑あさひ保育園 あさひ第二保育園 市立松井田第一保育園 市立松井田第二保育園	1歳から小学校就学前で、保育園などに入園していない児童	就労形態の多様化に伴う一時的な保育および保護者の傷病など(災害、出産、介護、冠婚葬祭など)による緊急時に児童の保育を行います。
市立原市保育園 (☎385-5233)	事前に困り子ども課または市立原市保育園で登録が必要です。実際に利用する際に、電話予約のうえ利用申請書などを市立原市保育園に提出してください。	一日1,000円 ※他に診療情報提供書作成料(市内医療機関300円)が必要となります。	一回の利用につき連続7日まで ○月～金曜日(祝日除く) 午前8時～午後6時	一日3人	市立原市保育園	市内在住または保護者が市内に勤務する1歳から小学校3年生までで、傷病の回復期にある児童	病気やケガの回復期にある集団保育などが困難な児童を、看護師と保育士がその児童の体調に合わせて保育を行います。
秋間中央保育園 (☎382-10334)	事前に困り子ども課または秋間中央保育園で登録が必要です。実際に利用する際は、利用希望日の7日前までに秋間中央保育園にお申し込みください。	○3歳未満児 一日2,400円 半日1,200円 ○3歳以上児 一日1,400円 半日700円	原則として午前8時～午後5時	一日10人程度	秋間中央保育園	日曜日および祝日(12月29日～1月3日を除く)において保育が必要と認められる、市内在住の0歳から就学前の児童	日曜日や祝日に仕事や病気などにより、家庭で保育ができない場合に、その児童の保育を行います。

## ●保育料の納付はおはやめに

保育園でお子さんを保育するために必要な経費は、保護者の皆さんの納付いただいた保育料と残額は国・県・市が負担しています。

保育園の円滑な運営を図るため、保育料の納期内納付にご理解とご協力をお願いします。なお、納め忘れがある場合は、早急に納付いただきますようお願いいたします。一括納付が難しい場合は必ずご連絡をお願いします。

### ■保育料の算定

両親の前年の所得・控除額などの算定資料をもとに算定しています。母子・父子家庭の場合は、同居している祖父などの所得も算定資料となる場合があります。同一世帯で2人以上が同時入園している場合、2人目は保育料が1/2となります。なお、3人目以降は同時入園にかかわらず、申請により無料となります。

### ■収入が減少し、保育料が納付できない場合は…

保育料は前年の所得に応じて算定されています。前年よりも所得が減少し、納付が難しい場合は、印鑑をご持参いただきご相談ください。児童手当からの天引きによる納付も可能です。

### ■督促状・催告状が届いたら…

早めの納付をお願いします。督促状・催告状が届いたにも関わらず、納付も相談もない場合は、保護者の財産(預貯金・給与など)の差押を行うこととなります。「督促状発送日から10日を経過したときは差押しなければならない」と法律に明記されています。

また、「いつ差押を執行します」と連絡することはありません。

なお、保育料を滞納している人に対しては、市は法律に基づいて、すべての財産について調査する権限を持っています。調査を受けた勤務先・金融機関などはその調査に協力しなければならず、個人情報保護法に触れることはありません。

### ■まずは相談を

納付の方法には、分割納付や児童手当からの天引きも可能です。まずは、ご相談ください。



問合せ▶困り子ども課保育助成係 (☎内線1161)